

11月定例会議開会に当たりまして、提出いたしました諸案件等の御説明に先立ち、当面する諸課題等につきまして、所信を述べさせていただきます。

まず、「新型コロナウイルス感染症および物価高騰への対応」について申し上げます。

本県の感染状況につきましては、11月に入り、全国と同様、感染者が継続的に増加傾向となり、先週24日には最大確保病床の占有率が50%を超え、一昨日27日には、60%を超えるなど、既に第8波に入っていると認識しております。

こうした状況を踏まえまして、「コロナとのつきあい方滋賀プラン」におけるレベル判断指標について見直しを行うとともに、本県におけるレベル判断を「レベル2」に移行させ、県民の皆様には「基本的な感染対策の徹底」を改めてお願いしたところであります。

加えまして、更なる感染拡大と、季節性インフルエンザとの同時流行を想定した備えといたしまして、年末年始における医療機関および薬局に対する開設支援、休日急病診療所への抗原定性検査キットの無償譲渡など、外来医療体制や保健・医療提供体制の強化に取り組んでまいります。

オミクロン株対応ワクチン接種につきましても、市町の体制強化を支援するとともに、希望者が年内に接種できるよう、現在、「年末年始ワクチン接種促進強化期間」として取り組んでいるところであります。

市町の接種会場および県広域ワクチン接種センターでの「夜間接種」および「予約なし接種」などによる接種機会の確保や、集中的な情報発信などにより、特に若年層に対する接種の促進に取り組んでまいります。

一方で、コロナ禍に加えて、原材料価格の上昇や円安の影響等によるエネルギーや食料品等の価格上昇が県民生活や事業活動に、引き続き大きな影響を及ぼしてお

ります。

こうした物価高騰に対応するため、本定例会議においても関連する補正予算案を提出させていただいたところですが、これに加えて、国の経済対策に呼応して、速やかに県民や事業者の皆様に必要な支援をお届けし、生活や事業活動を下支えすることができるよう、準備を進めてまいります。

続いて、「今後の県政運営」について申し上げます。

現在、県政運営の最上位計画である基本構想に基づき、令和5年度から4年間の計画期間とする、第2期の基本構想実施計画の素案を作成しているところであります。

現行の第1期実施計画は令和元年度を始期としておりますが、この間、コロナの流行やCO₂ネットゼロ社会の実現に向けた取組の加速化など、社会経済情勢は大きく変化してまいりました。

第2期実施計画では、こうした社会経済情勢の変化を踏まえつつ、コロナ禍で再認識した「ひと」のちからとつながりを大事にする視点、社会の宝である「子ども」を大事に育み、思いや発想を大切に社会をつくる視点、そして、CO₂ネットゼロ社会を実現する視点、こうした3つの視点をもって施策を展開し、みんなで「健康しが」を描いてまいります。

また、こうした基本構想に基づく施策の着実な推進を行財政面から下支えするため、対話と共感、共創で築く県民主役の県政の実現を掲げた次期行政経営方針の策定も進めているところです。

行政需要がますます複雑・多様化し、増大する中、財政の持続可能性を確保した上で、多様な人材の能力発揮やチームワークの強化などによる「県庁を担うひとづくり」と、デジタル技術の積極的な活用をはじめとする「業務の見直し・効率化」

に重点的に取り組むことで、県民サービスの向上につなげてまいります。

来年度は、これらの計画の初年度となります。

今月1日には「北の近江振興プロジェクトチーム」を発足させ、北部地域のポテンシャルを活かし、県域に波及する効果を生み出せるような振興策の具体化も進めているところであります。

今後とも、将来世代も含めた誰もが新しい豊かさを感じながら自分らしく生きることができる、「未来へと幸せが続く滋賀」の実現に向けて、さきほど、委員長から御報告ありました決算特別委員会等の御議論も踏まえまして、来年度の予算や人事、組織についてしっかりと議論・検討し、今後の県政運営に当たってまいります。

次に、「滋賀の魅力発信と誘客」について申し上げます。

10月29日に開設から5周年を迎えました情報発信拠点「ここ滋賀」は、4月29日のリニューアルオープン以降、コロナ後では初めて1日の来館者が3,000人を超える日もあるなど、令和4年度からの第2期の運営を順調に開始したところでございます。

週末の館内は特に賑わいを見せ、とりわけ地酒の試飲販売、ヨシ工作や信楽焼のワークショップなどの体験イベントが好評であり、「ここ滋賀」での体験を通じて滋賀を感じていただき、実際に滋賀にお越しいただけるよう、専任の「観光コンシェルジュ」が相談対応するなど、滋賀への誘いを強化しているところであります。

また、11月3日の「ビワイチの日」や11月3日から9日までの「ビワイチ週間」の期間中は、天候にも恵まれ、記念ライドや式典開催のほか、県内4か所にサイクリストに向けた臨時の休憩所を開設するなど、県民や関係者の皆様にビワイチやビワイチ・プラスについて関心と理解を深めていただくための取組を実施いたしました。

10月17日にはナショナルサイクルルートに指定されている12の道県知事によるオンラインミーティングを開催し、各自治体が連携して国内外に魅力発信することを確認したところでございます。

引き続き、国や市町、事業者、地域の皆様などとしっかりと連携を図りながら、ビワイチおよびビワイチ・プラスを大事に育て、世界から選ばれるサイクルツーリズムを展開してまいります。

このほか、7月に世界農業遺産に認定された「琵琶湖システム」につきましては、これまで体感型イベントやシンポジウムなどを開催し、滋賀の農林水産業や農山漁村の魅力を発信してきたところであります。

加えまして、来月1日は滋賀ダイハツアリーナがいよいよ供用開始となります。

県内最大のアリーナ面積や観客席数、また、大学や文化施設が集積する立地を活かし、競技スポーツにおける使用だけではなく、生涯スポーツや健康づくり、地域の活性化の拠点として、スポーツの推進やスポーツを通じた本県の魅力の発信にも取り組んでまいります。

さらに、コロナに関する水際措置が緩和され、「全国旅行支援」が起爆剤となって、今後もインバウンドや観光需要の増加が見込まれますことから、ゆっくり、丁寧に暮らしてきた滋賀の時間の流れや暮らしを体感することで、心のリズムを整える「シガリズム」を通して本県の魅力を発信し、国内外から本県への誘客に繋がるよう、引き続き取り組んでまいります。

次に、「原子力防災訓練」について申し上げます。

去る11月4日から6日までの3日間にかけて、国が実施する「原子力総合防災訓練」に参画し、長浜市と高島市と合同で原子力防災訓練を実施いたしました。

国が実施する訓練への参画は4年ぶりであり、美浜発電所を対象とした国の訓練

は今年が初めてでありましたが、期間中、防災関係機関、企業、地域住民の皆様など、39機関、約750人の方々が本番さながらの緊張感を持ってご参加いただき、非常に有意義な訓練を実施することができたと考えております。

今回の訓練を通しては、各機関が連携し、災害発生時の被害状況や被害予測、応急対策などの情報共有や意思決定の過程を確認できた一方で、これらの情報を事態の進展に応じて正確に把握、収集し、共有すると同時に、住民の皆様にわかりやすく発信することが必要であると改めて感じたところであります。

原発の稼働、非稼働にかかわらず、現に原子力施設が存在するリスクに向き合いながら、万が一にも原子力災害を起こさせない対応を行うと同時に、災害が発生した場合には被害を最小限にする必要がありますことから、訓練結果をしっかりと検証し、国や電力事業者、長浜市や高島市等と連携して、実効性ある多重防護体制の構築に向けて不断に取り組んでまいります。

最後に、「大雪への対応」について申し上げます。

明後日からは12月に入りますが、昨年末の彦根での大雪では交通渋滞を招くなど、様々な教訓を得たところでございます。

こうしたことから、この冬の大雪時の対応につきまして国や西日本高速道路株式会社などの関係機関と検討を重ねてきたところでございますが、その結果、降雪地域への車両流入を抑制するため、広域的な通行止めの試行と、広域的な迂回ルートへの案内・誘導を実施することといたしました。

こうした取組により、自動車の立ち往生による車両の滞留を防ぎ、積雪地の除雪作業の円滑な実施、緊急車両の通行の確保を行い、県民生活への影響の軽減に努めてまいります。

それでは、提出いたしました案件について、御説明申し上げます。

まず、予算案件でございます。

議第145号は、一般会計の補正予算案でございます、

原油価格・物価高騰への対策といたしまして、価格転嫁が困難な医療機関等への支援のほか、人事委員会の職員の給与等に関する勧告を踏まえた給与費の増額などを行うため、28億1,628万8千円の増額補正を行おうとするものでございます。

議第146号から議第152号までは、特別会計および企業会計の補正予算案でございます、

モーターボート競走事業会計において、開催収益の増に伴い増額補正を行うほか、それぞれ人事委員会の職員の給与等に関する勧告を踏まえた給与費の増額などを行うため、増額補正を行おうとするものでございます。

次に、条例案件でございます。

議第153号、議第154号および議第158号は、いずれも給与改定に関するもので、

議第153号は、特別職の期末手当の支給割合について、

議第154号および議第158号は、知事部局等の職員および公立学校職員の給料月額および勤勉手当の支給割合等について、

それぞれ改定を行おうとするものです。

議第155号は、工業技術総合センターの試験等のための機器の使用を廃止することに伴い、手数料の一部の削除等を行うため、

議第156号は、工業技術総合センターの試験等のための機器を新たに導入することなどに伴い、使用料の額を改定するため、

議第157号は、彦根工業用水道事業が供給する工業用水の基本料金および基本使用料金等の料率を改定するため、

それぞれ改正を行おうとするものでございます。

次に、その他の案件でございます。

議第159号および議第160号は、契約の締結について、

議第161号および議第162号は、契約の変更について、

議第163号および議第164号は、財産の処分について、

議第165号から議第168号までは、指定管理者の指定について、

議第169号は、道路公社が行う琵琶湖大橋有料道路事業の変更に同意することについて、

議第170号は、令和5年度において発売する当せん金付証票の発売総額について、

それぞれ議決を求めようとするものでございます。

以上、何とぞよろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。